

## 亀山市告示第102号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。なお、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年4月28日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 都市計画の種類及び名称

変更前 亀山都市計画道路 3・4・3号和田太岡寺線

変更後 亀山都市計画道路 3・4・3号和田江ヶ室線

### 2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

### 3 縦覧場所

亀山市産業建設部都市整備課都市計画グループ